

たぶん かきょうせいしゃかいすいしん  
多文化共生社会推進プラン

たが 互いのちがいを認め、  
みと さき 支えあい  
とも きず 共に築く  
たぶん かきょうせい 多文化共生のまち  
おかやま めざ 岡山を目指して

ねん がつ  
2008年9月

おか やま し  
岡 山 市

# もく じ 目 次

## はじめに

たぶんかきょうせいしゃかいすいしん 多文化共生社会推進プランの考 え方	かんが かつ	2
--	--------	---

(1) 策定の経過及び趣旨

(2) プランの位置づけ

(3) 基本理念

(4) 期間

## たぶんかきょうせいしゃかいすいしん 多文化共生社会推進プラン

A. 体系図	たいけいず	4
--------	-------	---

B. 施策の一覧	しさく いちらん	5
----------	----------	---

I コミュニケーション支援

II 生活支援

III 多文化共生の地域づくり

IV 多文化共生の推進体制の整備

C. 施策の方向性	しさく ほうこうせい	8
-----------	------------	---

I コミュニケーション支援

II 生活支援

III 多文化共生の地域づくり

IV 多文化共生の推進体制の整備

プラン推進にあたって	すいしん	15
------------	------	----

(1) 市民(外国人市民を含む)

(2) 多文化共生・国際交流団体、NPO等

(3) 教育機関

(4) 岡山市国際交流協議会(友好交流サロン)

たぶんかきょうせいすいしんたいせい 多文化共生推進体制フロー図	ず	17
------------------------------------	---	----

## はじめに

法務省のまとめでは、2006年末の日本国内の外国人登録者数が208万4,919人となり、過去最高となりました。日本に住む100人のうち1.63人が外国人という計算になり、10年前に比べて約1.5倍になっています。

国籍別では、韓国・朝鮮籍が3割を占めて最も多く、約59万8,000人でした。一方で、中国(全体の27%)、ブラジル(同15%)が増えています。

日本国内への外国人居住者数が増加する一方、現行のわが国の各種制度は外国人受け入れに関する課題に十分対応していないため、住民サービスの直接の提供主体である各市町村では様々な課題に直面しています。

人口減少時代を迎え、また、経済の世界規模化によって、人々の国際的な移動がさらに活発化すること等を考えると、外国人市民とそれを受け入れる地域社会にかかわる課題は、近い将来さらに複雑多岐にわたることが予想されます。

しかしながら、地域における多文化共生への取組については、これまでは「外国人集住都市会議」など各地方自治体が必要に迫られて取組を行い、国に対して制度改正要望を行うなど、各地方自治体が個別に取り組んでいるのが現状です。

こうした中、総務省は2005年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組についての検討を依頼し、2006年3月に提出された報告書をもとに、同月、「地域における多文化共生推進プラン」をまとめ、各地方自治体が多文化共生を推進するための基本となる指針として公表しました。

本市においては、1985年度に秘書課内に国際交流係を、1994年度には国際課を設置して国際交流を柱とした地域の国際化を推進してきましたが、現在では外国人登録者数が9,600人を超えるなど、外国人市民を地域社会の構成員として捉えた施策の推進が求められています。

このプランは、岡山市における多文化共生のための取組方針を示すものとして、行政が総合的・横断的対応をすることで、生活者であり、また地域住民である外国人市民がすべての市民とともに暮らしていく社会の構築に資することを目的として作成しました。

## ◆ 多文化共生社会推進プランの考え方

### (1) 策定の経過及び趣旨

外国人の定住化が進む中、国籍や文化的背景の異なる人々を地域での生活者・市民として認識し、共に生きていくという視点を持つことの必要性が近年指摘されています。このことは、すべての人々の暮らしやすさに配慮するといったユニバーサルデザインの観点からまちづくりを進めることにもつながります。

本市には、79カ国(2008年3月現在)にもものぼる国籍の異なる外国人市民が居住しており、その滞在目的も留学から就労にいたるまで多種多様となっており、居住の態様も長期化や定住化の傾向が見られます。市内で暮らす外国人には、日本人と同様、法律、条例を遵守する義務や納税義務がある一方で、公的な市民サービスを平等に受ける権利を有しています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国など、日本国籍を保有していても異なる文化を背景に生活している人々が増えています。

本市では 2003年度に「岡山市外国人市民代表者会議・市民意識調査」を実施し、外国人市民の市政に対する意見等を直接求めるとともに、2005年2月には、岡山市外国人市民会議を設置しました。会議では外国人市民が直面する課題についてさまざまな角度からの議論が行われ、2007年2月に「外国人市民にも暮らしやすい岡山市をめざして」と題する提言書が市に提出されました。

また、2006年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」では、それぞれの市町村で、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画の策定及び支援的取組を行うこととされました。

本市では、2007年5月、庁内関係課からなる多文化共生社会推進会議を設置し、岡山市外国人市民会議からの提言をもとに、今後の多文化共生社会推進に関するプランの策定に向け協議を重ねてきました。本市のプランでは、市の基本的考え方や施策を明らかにし具体的に推進していくため「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の地域づくり」「多文化共生の推進体制の整備」の4つの柱立てを行い、外国人市民と共に地域社会を支えあう多文化共生社会の実現を目指します。

## (2) プランの位置づけ

このプランは、「岡山市都市ビジョン」を上位計画とする分野別計画で、「市民力で新しい岡山をつくる」の方向性を踏まえつつ、国際交流等を含む総合的な国際化への対応を意味する多文化共生社会の実現を目指します。

また、本プランの推進にあたっては、国の施策の動き及び市民の意向を尊重し、弾力的に施策を実施できるよう、関係機関等との連携・協働を深めながら適時適切に見直しを行います。

## (3) 基本理念

～互いのちがいを認め、支えあい共に築く 多文化共生のまち 岡山を目指して～

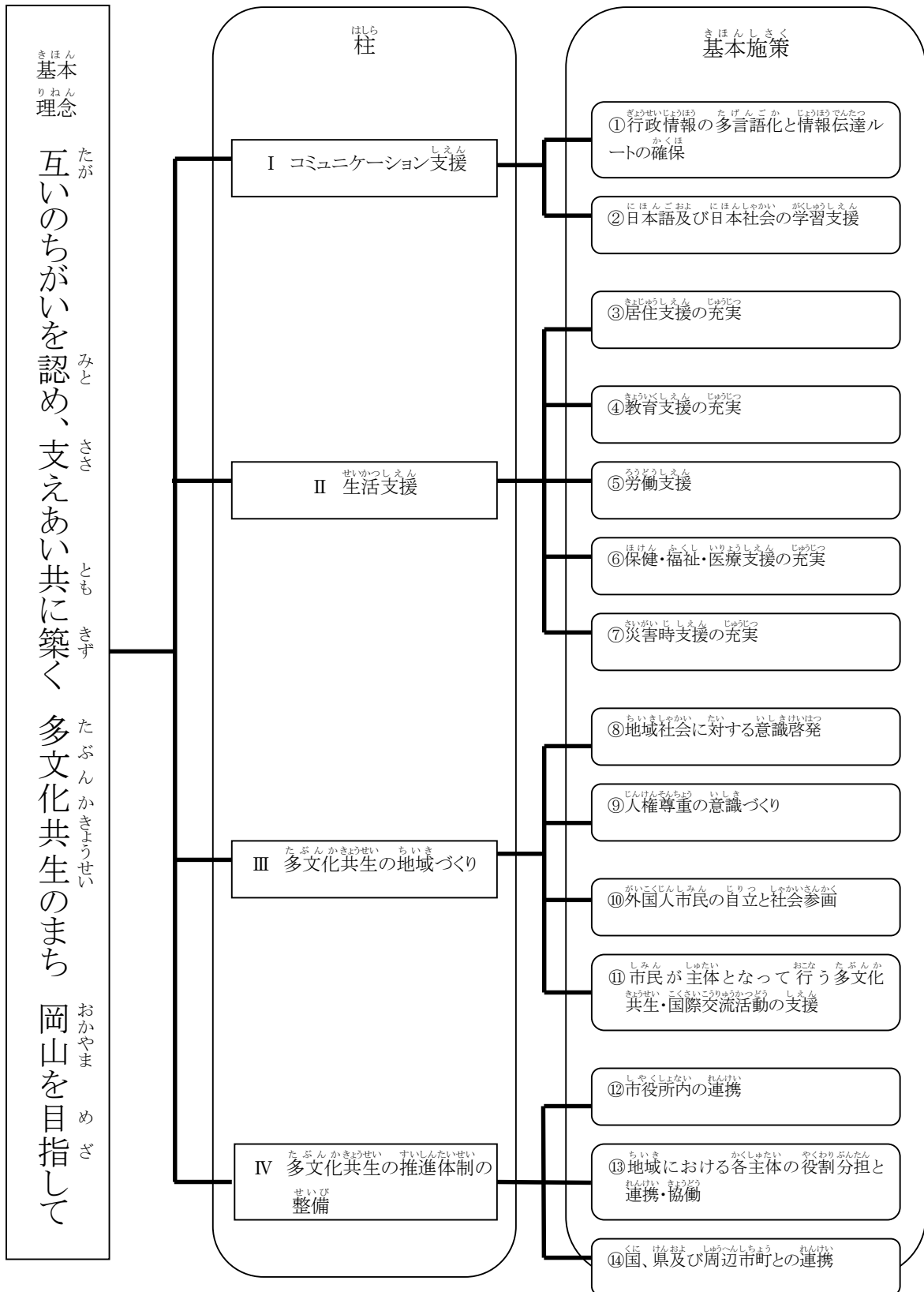
本市には、沿岸部や西大寺地区、御津地区などの企業団地をはじめ多くの工場が立地し、その多くが外国人労働力を受け入れています。さらに、11の大学・短大が存在し、その多くが外国人留学生を受け入れています。一方、いわゆるオールドカマーと呼ばれる人々が世代を越えて定住しており、外国人市民は文化などの多様性をもちながら、それぞれが地域社会の一員として大切な役割を担っています。

今後も増加が予想される外国人を単に一時的な滞在者や労働者として見るのではなく、地域社会の構成員として認め、支えあうことがますます重要になってきています。暮らしやすいまちづくりを進めるため、国籍や文化、生活習慣など、それぞれの違いを認め、外国人市民もまちづくりに参画していくための環境を整え、共に支えあい共に築く、多文化共生社会を目指していきます。

## (4) 期間

2008年度から2012年度までの5年間

たいけいず  
A. 体系図



## B. 施策の一覧

### I コミュニケーション支援

#### 基本施策① 行政情報の多言語化と情報伝達ルートの確保

- 1 サインのユニバーサル化の推進
- 2 窓口業務における対応の充実
- 3 多言語版ホームページの開設
- 4 各種案内通知等のルビふり・多言語化
- 5 通訳・翻訳体制の充実
- 6 ボランティア通訳の確保と養成
- 7 外国人相談窓口の充実
- 8 情報の伝達ルートの確保

#### 基本施策② 日本語及び日本社会の学習支援

- 9 外国人登録窓口での情報提供
- 10 日本語を学習する機会の提供
- 11 日本語の学習機会を通じた情報を得る機会の提供
- 12 日本社会への理解促進

### II 生活支援

#### 基本施策③ 居住支援の充実

- 13 公営住宅における関係機関との連携
- 14 情報提供による居住支援
- 15 外国人と町内会・自治会が円滑なコミュニケーションを図るための仕組みづくり

#### 基本施策④ 教育支援の充実

- 16 外国人の子ども教育について保護者の意識啓発
- 17 外国人児童生徒の就学・進路についての説明
- 18 学校支援ボランティア制度の充実
- 19 多文化共生の教育の推進
- 20 国際理解教育の推進
- 21 外国人の子ども就学実態把握
- 22 地域、企業における外国人の子どもを育てる環境づくり

基本施策⑤ 労働支援

- 23 関係機関等との連携による外国人の就業環境の改善
- 24 社会保険への加入促進
- 25 ハローワークとの連携による就業支援
- 26 外国人の起業支援

基本施策⑥ 保健・福祉・医療支援の充実

- 27 市立病院内の表示の多言語化
- 28 国民健康保険・国民年金制度・後期高齢者医療制度の周知
- 29 健康診査・健康相談の多言語での対応
- 30 母子保健における多言語での対応
- 31 高齢者・障害者への多言語での対応
- 32 専門性の高い相談機関等との連携
- 33 多言語による休日当番医等の紹介

基本施策⑦ 災害時支援の充実

- 34 外国人の防災意識の啓発
- 35 災害時に有用な人材の把握、育成
- 36 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携
- 37 防災、交通安全に関する多言語による情報提供

III 多文化共生の地域づくり

基本施策⑧ 地域社会に対する意識啓発

- 38 町内会等を通じた多文化共生についての意見交換の推進
- 39 市民への多文化共生についての意識啓発
- 40 市職員への多文化共生についての意識啓発
- 41 多文化共生をテーマにした国際交流イベント、講座の開催
- 42 多文化共生に関わる活動の担い手づくり

基本施策⑨ 人権尊重の意識づくり

- 43 人権に関する学習機会の提供
- 44 人権尊重の視点に立ったサービスの提供
- 45 男女共同参画についての意識啓発



基本施策⑩ 外国人市民の自立と社会参画

- 46 外国人市民の地域社会への参画
- 47 地域で活躍する外国人の紹介
- 48 外国人からの意見、要望の受入体制の周知
- 49 多文化共生コーディネーター(仮称)の育成
- 50 審議会や委員会等への外国人の参画
- 51 外国人自助組織の育成
- 52 地域の留学生との連携
- 53 文化・スポーツ等の余暇活動の奨励
- 54 公民館等を拠点とした外国人の自主的活動の促進

基本施策⑪ 市民が主体となって行う多文化共生・国際交流活動の支援

- 55 国際交流協議会の活動支援
- 56 市民団体の活動支援
- 57 国際友好交流都市との交流の推進

IV 多文化共生の推進体制の整備

基本施策⑫ 市役所内の連携

- 58 多文化共生社会推進会議の充実

基本施策⑬ 地域における各主体の役割分担と連携・協働

- 59 多文化共生社会推進連絡会(仮称)の設置

基本施策⑭ 国、県及び周辺市町との連携

- 60 国、県及び周辺市町との連携

# C. 施策の方向性

## I コミュニケーション支援

言葉の壁により、外国人市民と日本人とのコミュニケーションが円滑に図られなかったり、情報がうまく伝わらなかったりする場合があります。日々の生活に必要な情報を多言語で提供し、日本語を学ぶ機会を積極的に設けるよう努めていきます。

### 基本施策① 行政情報の多言語化と情報伝達ルートの確保

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
1	サインのユニバーサル化の推進	市役所内や市内に設置された案内看板等の多言語化、ローマ字併記、わかりやすい表示の推進	★					各課、総務課庁舎管理室
2	窓口業務における対応の充実	三者同時通話の有効活用等による外国人市民への適切な対応の推進  ※三者同時通話・・・本人、市役所担当者、通訳の三者が同時に電話で話せる	★					国際課 税制課 課税管理課 収納課 料金課 区政推進課 各区福祉事務所 各区役所総務・地域振興課 各区 役所 市民 保険年金課 国保年金課 生活安全課 保健所 各市立病院
3	多言語版ホームページの開設	多言語での提供	★					情報企画課
4	各種案内通知等のルビふり・多言語化	通知等への多言語併記、ふりがな、やさしい日本語使用の推進	★					各課
5	通訳・翻訳体制の充実	通訳・翻訳体制の充実と地域の外国人の積極的な活用	★					人事課 国際課
6	ボランティア通訳の確保と養成	国際交流協議会等と連携し、ボランティア通訳の確保と養成、有効な活用システムの確立	★					国際課
7	外国人相談窓口の充実	通訳職員との連携による外国人市民への相談体制の充実	★					北区 役所 総務・地域振興課 国際課
8	情報の伝達ルートの確保	外国人が利用する公共施設や店舗等を通じて、多言語での情報提供  町内会等を通じた情報提供の推進	★					各課  安全・安心ネットワーク推進室

基本施策② 日本語及び日本社会の学習支援

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
9	外国人登録窓口での情報提供	日本語教室の案内や日本社会の習慣、多言語化された行政情報等についての情報提供	★					区政推進課 各区役所市民保険 年金課 国際課
10	日本語を学習する機会の提供	国際交流協議会等と連携し、日本語教室の開催や日本語教師の確保、日本語教室を開催している団体等との連携  公民館等を通じ、日本語を学ぶ機会の提供	★					国際課  国際課 各公民館
11	日本語の学習機会を通じた情報を得る機会の提供	総合相談及びテーマごとの相談会の開催	★					国際課 各課
12	日本社会への理解促進	公民館等の活動を通じて、日本の社会のルールの周知とマナーや習慣への理解促進	★					国際課 各公民館

II 生活支援

外国人も地域で安心して生活できるよう生活環境の整備に努めます。

基本施策③ 居住支援の充実

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
13	公営住宅における関係機関との連携	公営住宅設置者等との連携強化	★					住宅課 国際課
14	情報提供による居住支援	不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習等の情報提供 公営住宅に関する情報提供	★					住宅課 国際課
15	外国人と町内会・自治会が円滑なコミュニケーションを図るための仕組みづくり	外国人情報提供窓口での町内会・自治会紹介 町内会・自治会と連携し、地域のルールや行事等を周知 自治会加入の促進		★				安全・安心ネットワーク推進室 国際課

基本施策④ 教育支援の充実

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
16	外国人の子どもの教育について保護者の意識啓発	外国人の就学意識の高揚 日本の教育制度への理解促進の機会の提供	★					子ども企画課 教育・就学課 国際課
17	外国人児童生徒の就学・進路についての説明	小・中学校への就学や、進路について説明する機会の提供	★					教育・就学課 教育・指導課
18	学校支援ボランティア制度の充実	学校支援ボランティアへの外国人市民の参加促進と派遣充実		★				生涯学習課
19	多文化共生の教育の推進	異なる言語、文化、慣習等に配慮した教育の実施及び違いを認め合う多文化共生の教育の実施	★					教育・指導課
20	国際理解教育の推進	国際理解教育の推進及び国際感覚を持った児童生徒の育成	★					教育・指導課
21	外国人の子どもの就学実態把握	就学状況等を把握し、その結果を踏まえた就学支援の検討	★					国際課 教育・就学課
22	地域、企業における外国人の子どもを育てる環境づくり	学校や町内会、子ども会、企業等、地域ぐるみでの子どもの教育についての取組の促進		★				国際課 安全・安心ネットワーク推進室 子ども企画課 教育・指導課 生涯学習課 各公民館

基本施策⑤ 労働支援

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
23	関係機関等との連携による外国人の就業環境の改善	関係機関等と連携し、外国人の就業環境の改善に向けた連絡調整	★					雇用対策課
24	社会保険への加入促進	企業に対して外国人の社会保険加入に向けた連絡調整	★					雇用対策課
25	ハローワークとの連携による就業支援	ハローワークとの連携による就業支援	★					雇用対策課
26	外国人の起業支援	起業意欲のある外国人への情報提供等の支援		★				産業課

基本施策⑥ 保健・福祉・医療支援の充実

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
27	市立病院内の表示の多言語化	医療問診表、案内表示等の多言語化の促進	★					病院局経営総務課
28	国民健康保険・国民年金制度・後期高齢者医療制度の周知	担当課窓口、広報紙などを通じて制度について周知	★					国保年金課 後期高齢者・医療助成課 各区役所市民保険年金課 国際課
29	健康診査・健康相談の多言語での対応	住民健診・健康相談についての多言語による広報と通訳者の派遣		★				保健管理課 保健所(健康づくり課) 国際課
30	母子保健における多言語での対応	母子保健に関する情報の多言語による提供、育児相談を必要とする世帯への支援		★				保健管理課 保健所(健康づくり課) 国際課
31	高齢者・障害者への多言語での対応	高齢者福祉制度、障害者福祉制度についての多言語での周知		★				高齢者福祉課 障害福祉課 保健管理課 保健所(健康づくり課) 国際課
32	専門性の高い相談機関等との連携	法律、医療等専門性の高い相談機関等と通訳等の連携支援		★				生活安全課 北区役所総務・地域振興課 保健所(保健課) 国際課 各市立病院
33	多言語による休日当番医等の紹介	ホームページ等での多言語による情報提供の充実	★					保健管理課 消防企画総務課 国際課

基本施策⑦ 災害時支援の充実

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
34	外国人の防災意識の啓発	印刷物等による普及や防災訓練への参加	★					防災対策課 国際課
35	災害時に有用な人材の把握、育成	国際交流協議会、町内会、社会福祉協議会等と連携し、通訳ボランティアなど災害時に地域で活躍できる人材の把握、育成	★					安全・安心ネットワーク推進室 防災対策課 福祉援護課 国際課
36	災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携	避難所の表示物の多言語による準備や各種メディアとの連携	★					防災対策課 国際課
37	防災、交通安全に関する多言語による情報提供	警察等の関係機関と連携して、防災や交通安全に関する冊子等による情報提供		★				防災対策課 生活安全課 国際課

### III 多文化共生の地域づくり

地域、職場、学校など、さまざまな場において、外国人の人権尊重や多文化共生意識を啓発するとともに、外国人自身その能力を地域社会で発揮できるよう、環境整備に努めます。

#### 基本施策⑧ 地域社会に対する意識啓発

具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
38 町内会等を通じた多文化共生についての意見交換の推進	外国人比率の高い地域の町内会等を対象に、地域の現状についての意見交換	★					安全・安心ネットワーク推進室 各区役所、各地域センター、各支所 国際課
39 市民への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を啓発するため、町内会、企業等へ講師を派遣	★					安全・安心ネットワーク推進室 各区役所、各地域センター、各支所 国際課
40 市職員への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を深めるため、語学習得や多文化共生意識啓発研修の支援 庁内情報紙への掲載	★					職員課 国際課 局室主管課 各区役所総務・地域振興課
41 多文化共生をテーマにした国際交流イベント、講座の開催	多文化共生や国際理解に関する講座やイベントを通じて、日本人と外国人が共生する持続可能なまちづくりを支援		★				国際課 各公民館 環境保全課
42 多文化共生に関わる活動の担い手づくり	多文化共生に取り組む人材や各種団体の発掘と連携	★					国際課

#### 基本施策⑨ 人権尊重の意識づくり

具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
43 人権に関する学習機会の提供	人権啓発冊子の配布や、フォーラム、講座など 人権に関する学習機会の提供	★					人権推進課 国際課
44 人権尊重の視点に立ったサービスの提供	各課において、常に人権尊重を意識した対応の推進	★					人権推進課 国際課 各課
45 男女共同参画についての意識啓発	多言語による啓発冊子の配布やドメスティック・バイオレンスについての相談体制の充実	★					男女共同参画課

基本施策⑩ 外国人市民の自立と社会参画

具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
外国人市民の地域社会への参画	町内会・自治会、PTA活動等を紹介し、外国人市民の地域社会への参画を推進		★				安全・安心ネットワーク推進室 生涯学習課 各公民館 国際課 各区役所、各地域センター、各支所
地域で活躍する外国人の紹介	外国人の若者が将来に希望が持てるよう、地域で活躍する外国人をホームページ等で紹介		★				国際課
外国人からの意見、要望の受入体制の周知	市への意見や、要望を、スムーズに受け入れる体制の周知	★					各区役所総務・地域振興課 国際課
多文化共生コーディネーター(仮称)の育成	多文化共生に向け、通訳等のサポートを行う 多文化共生コーディネーター(仮称)の育成		★				国際課
審議会や委員会等への外国人の参画	外国人の意見や要望を市政に反映させるため、審議会や委員会等への外国人市民の参画を呼びかけ		★				国際課 各課
外国人自助組織の育成	地域で活動する外国人自助組織の育成と連携				★		各公民館 各区役所、各地域センター、各支所 国際課
地域の留学生との連携	多文化共生の地域づくりのキーパーソンとして、留学生との連携			★			国際課
文化・スポーツ等の余暇活動の奨励	行事や施設を紹介し、文化・スポーツ等余暇活動を奨励		★				スポーツ振興課 文化振興課 福祉援護課
公民館等を拠点とした外国人の自主的活動の促進	公民館を利用する外国人に働きかけ、運営への参加や自主的自主的な活動を促進		★				各公民館 国際課

基本施策⑪ 市民が主体となって行う多文化共生・国際交流活動の支援

具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
国際交流協議会の活動支援	協議会の自主事業や組織基盤強化	★					国際課
市民団体の活動支援	多文化共生や国際交流を行っている市民団体の主体的な活動を支援	★					国際課 環境保全課 各公民館
国際友好交流都市との交流の推進	市民が主体になって行う国際交流を支援	★					国際課

#### IV 多文化共生の推進体制の整備

多文化共生施策の推進は、行政だけでできるものではありません。市民や市民団体、企業、国、県、周辺市町など関係機関と連携を図りながら、また役割分担をしながら推進していきます。

##### 基本施策⑫ 市役所内の連携

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
58	多文化共生社会推進会議の充実	庁内の連携を深め、市役所内の多文化共生における施策の検討と実施	★					各課

##### 基本施策⑬ 地域における各主体の役割分担と連携・協働

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
59	多文化共生社会推進連絡会(仮称)の設置	参加機関相互の連携及び活動の充実		★				国際課

##### 基本施策⑭ 国、県及び周辺市町との連携

	具体的な施策	内容、方向性、目標など	プラン対象年度					関係課
			2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	
60	国、県及び周辺市町との連携	国、県及び周辺市町と連携し情報交換会等を実施	★					国際課



## ◆プラン推進に当たって

多文化共生社会推進に向けた施策は市民生活全般にかかわるため、それぞれの制度等を所管する機関や庁内の複数の担当部局がそれぞれ実施しています。

本市では、市民局国際課において庁内の多文化共生社会推進に向けた支援調整を行いながら、施策の推進に努めます。

さらに、本市における多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進していくためには、関係機関の役割の明確化と連携強化が不可欠です。

このため、岡山市外国人市民会議を中心に外国人市民の主体的参画を得ながら、市民、国・県、教育機関、岡山市国際交流協議会をはじめとした多文化共生・国際交流関係団体などと連携を密にして、多文化共生社会推進プランの実現に取り組みます。

### (1) 市民

地域づくりの主役は市民であり、外国人市民を含む市民一人ひとりが、異なる文化や習慣、価値観を相互に理解し、尊重するとともに、地域における多文化共生への取組に主体的に関わっていくことが期待されます。

外国人市民は、日本の文化や慣習に対する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があるため、日本人市民も外国人市民の人権を尊重し、地域の一員である外国人市民とともに生活していくことが求められています。

### (2) 多文化共生・国際交流関係団体、NPO等

これまで外国人市民を支援してきている関係団体、NPO等は、海外に関する多くの情報や多文化共生の地域づくりを進めるためのノウハウを持っています。これらの団体には、それぞれの活動で培ってきたノウハウを生かしながら、多文化共生社会の推進役として幅広い活動を推進していくことが期待されます。

### (3) 教育機関

小・中学校等には、外国人市民の子ども<sup>こ</sup>の就学機会<sup>しゅうがくきかい</sup>を確保<sup>かくほ</sup>するための取組<sup>とりぐみ</sup>の推進<sup>すいしん</sup>や日本語指導等<sup>にほんごしどうなど</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>が期待<sup>きたい</sup>されています。また、外国人留学生<sup>がいこくじんりゅうがくせい</sup>に対しては、「将来<sup>しょうらい</sup>の国際交流<sup>こくさいこうりゅう</sup>の担い手<sup>にな</sup>」といわれる留学生等<sup>りゅうがくせいなど</sup>が安心<sup>あんしん</sup>して生活<sup>せいかつ</sup>できるよう、また卒業後<sup>そつぎょうご</sup>も市内<sup>しやうらい</sup>に残り<sup>のこ</sup>、地域<sup>ちいき</sup>で活躍<sup>かつやく</sup>できるよう支援<sup>しえん</sup>していくことが求め<sup>もと</sup>られています。

### (4) 岡山市国際交流協議会(友好交流サロン)

本市<sup>ほんし</sup>の国際化<sup>こくさいか</sup>を推進<sup>すいしん</sup>する拠点施設<sup>きょてんしせつ</sup>として重要<sup>じゅうよう</sup>な役割<sup>やくわり</sup>を持つ「友好交流サロン<sup>ゆうこうこうりゅう</sup>」では、日本語学習機会<sup>にほんごがくしゅうきかい</sup>の提供<sup>ていきよ</sup>や、ふれあい講演会等<sup>こうえんかいなど</sup>、国際理解<sup>こくさいりかい</sup>の推進<sup>すいしん</sup>などに取り組ん<sup>と</sup>でいます。

今後は、同サロンの拠点性<sup>きょてんせい</sup>を一層高<sup>いっそうたか</sup>めながら、多文化共生<sup>たぶんかきょうせい</sup>・国際交流関係団体等<sup>こくさいこうりゅうかんけいだんたいなど</sup>と連携協力<sup>れんけいきょうりやく</sup>を図<sup>はか</sup>るなど、地域<sup>ちいき</sup>における多文化共生社会<sup>たぶんかきょうせいしやかい</sup>実現<sup>じつげん</sup>に向けた積極<sup>せっきよくてき</sup>的な取組<sup>とりぐみ</sup>が求め<sup>もと</sup>られています。

なお、このプランの推進<sup>すいしん</sup>に当たっては、長期<sup>ちようきてきてんぼう</sup>的展望<sup>た</sup>に立った継続<sup>けいぞくてきてりくみ</sup>的取組<sup>ひつよう</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>となりますが、外国人市民<sup>がいこくじんしみん</sup>をめぐる状況<sup>じょうきよう</sup>は時<sup>とき</sup>の流<sup>なが</sup>れとともに変化<sup>へんか</sup>します。したがって、将来<sup>しょうらい</sup>、このプランが、地方自治制度<sup>ちほうじちせいど</sup>、社会情勢<sup>しやかいじょうせい</sup>や国際<sup>こくさい</sup>的な動向<sup>どうこう</sup>に照<sup>て</sup>らして、実態<sup>じつたい</sup>にそぐわなくなる可能性<sup>かのうせい</sup>があります。

このため、常<sup>つね</sup>にそうした視<sup>してん</sup>点<sup>てん</sup>で、このプランと現実<sup>げんじつ</sup>の社会<sup>しやかい</sup>との整合<sup>せいごうせい</sup>性を注視<sup>ちゅうし</sup>し、岡山市外国人市民会議<sup>おかやましがいこくじんしみんかいぎ</sup>や市議会<sup>しぎかい</sup>をはじめとする市民<sup>しみん</sup>の意見<sup>いけん</sup>を聴<sup>き</sup>きながら、多文化共生社会<sup>たぶんかきょうせいしやかい</sup>推進<sup>すいしん</sup>会議<sup>かいぎ</sup>を中心<sup>ちゆうしん</sup>として、適宜<sup>てきぎ</sup>必要<sup>ひつよう</sup>な修正<sup>しゅうせい</sup>、見直<sup>みなお</sup>しを行<sup>おこな</sup>っていきます。

◆多文化共生推進体制フロー図

